

1. 計画の策定趣旨

国土強靱化とは、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を、国づくり、地域づくりとして平時から持続的に展開していこうとするものです。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」が公布、施行され、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画(以下、「国の基本計画」という。)」が策定されています。また、大阪府においても平成28年3月に「大阪府強靱化地域計画(以下、「府の地域計画」という。)」が策定され、一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。

このような動きを踏まえ、本市においても、基本法第13条に基づき、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進するために、「摂津市強靱化地域計画」を策定します。

2. 計画の位置付け・計画期間など

【計画の位置付け】

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにします。また、国の基本計画及び府の地域計画と調和を保ち、かつ「摂津市地域防災計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。

【計画の目的】

「起きてはならない最悪の事態」を29項目想定し、これらの事態を回避し、より適切に対応するため、既存の施策を総点検し、体系的に整理したうえで取組みを推進するものです。

【計画期間】

計画期間は、令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

3. 基本的な考え方

対象：地震・風水害(台風、豪雨等)の大規模自然災害
目標：国・大阪府と同様の4つの「基本目標(A～D)」、8つの「事前に備えるべき目標(①～⑧)」

A 人命の保護が最大限図られる

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②迅速な消防・救急・医療活動及び被災者等の健康と避難生活環境を確保

B 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

- ③行政機能の確保
- ④情報通信・情報サービスの確保
- ⑤経済活動の機能維持
- ⑥ライフライン・交通ネットワークの確保・早期復旧

C 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

- ⑦複合災害・二次災害の防止

D 迅速な復旧復興

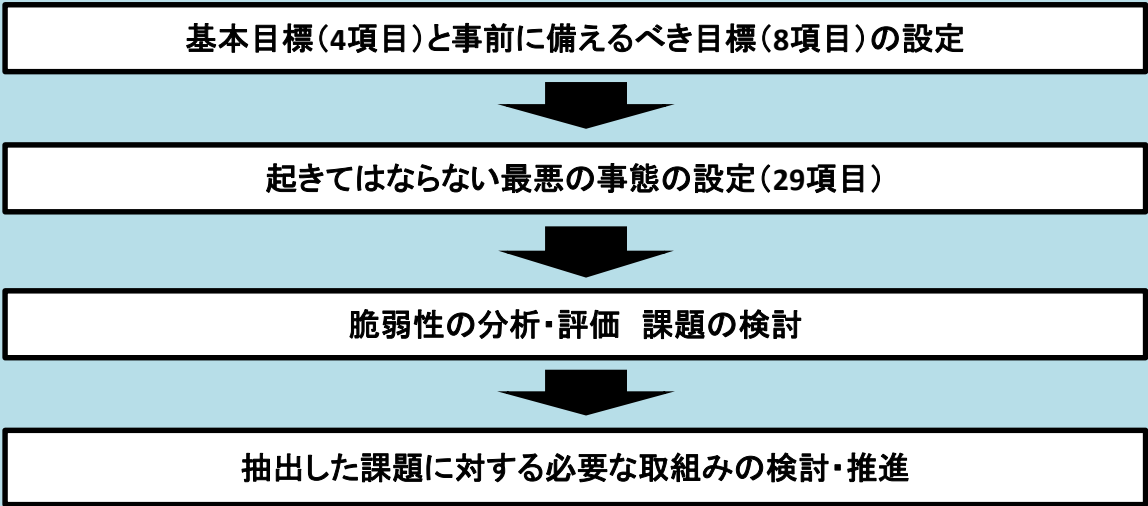
- ⑧復旧・復興条件の整備

4. 計画の組立て、イメージ

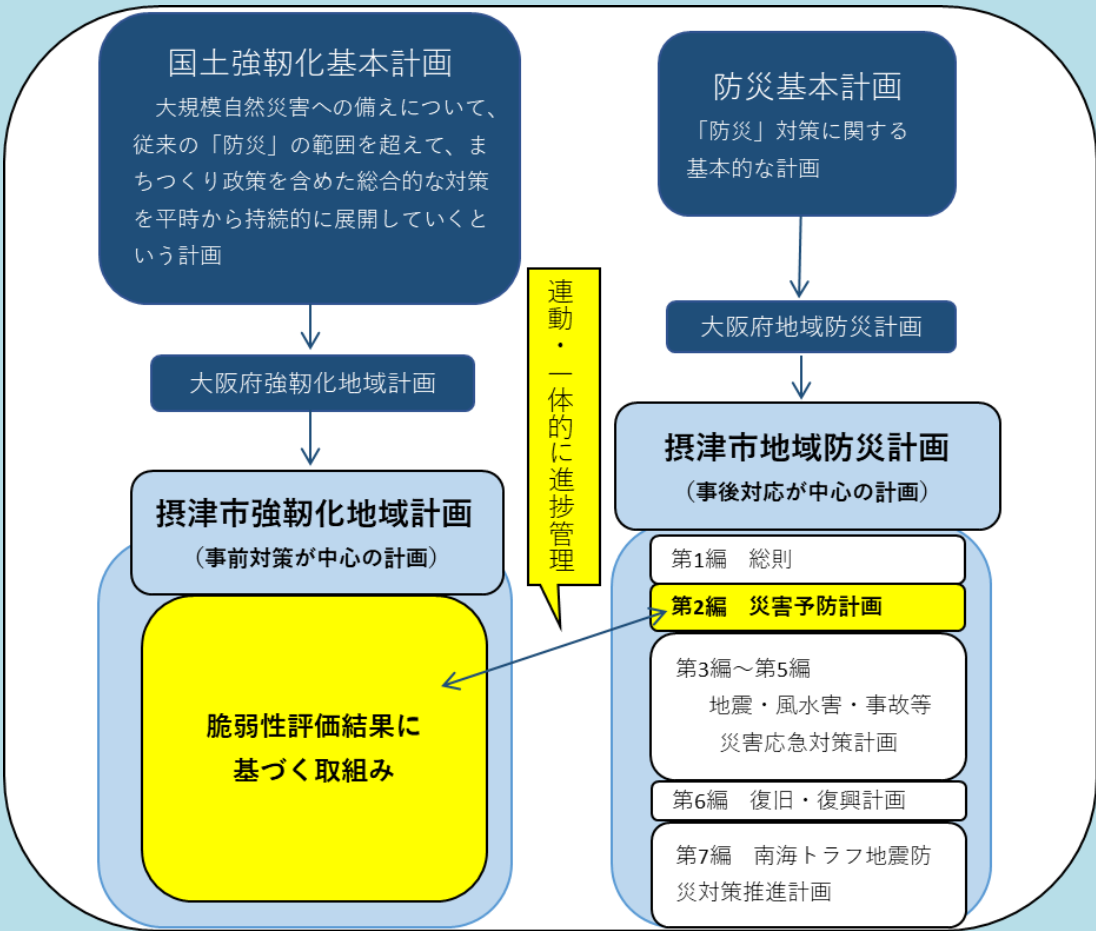
【計画の組立て】

国の基本計画及び府の地域計画に基づき、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を設定しました。次に、この目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」(裏面参照)を本市の地域性に応じて想定し、それぞれの事態ごとに本市の脆弱性を評価しました。

最後に、これらの脆弱性を克服し「起きてはならない最悪の事態」を回避する方策となる「具体的な取組み」を、それぞれの事態ごとに決めました。



計画の構成イメージ・地域防災計画等との関係



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
直接死を最大限防ぐ	1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1－2	既成市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1－3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
消防・救急救助活動、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2－1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2－2	消防組織の被災等による消防、救急救助活動等のための資源の絶対的不足
	2－3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2－5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2－6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	3－1	市役所機能の機能不全
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4－2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
経済活動を機能不全に陥らせない	5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5－2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5－3	食料等の安定供給の停滞
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6－1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの維持への甚大な影響
	6－2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6－3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6－4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6－5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7－1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7－2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7－3	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7－4	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8－2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8－3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8－4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
	8－5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態